

6 分限処分及び懲戒処分

6-1 分限処分

令和元年度に、地方公務員法第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局等(人)	0	371	0	0	371
教育委員会(人)	0	767	0	0	767
警察本部(人)	0	219	1	0	220

注1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

6-2 懲戒処分

令和元年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局等(人)	3	4	1	2	10
教育委員会(人)	7	3	19	10	39
警察本部(人)	0	0	7	0	7

注1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上。